

技能検定カード・技能士手帳作成 Q&A (よくあるご質問)

新規作成に関して

Q. 書類と現金を持参すれば、その場で作成してもらえますか？

A. 即日発行はしておりません。また現金の取り扱いもしておりません。
書類に不備がなく、お振込みが済んでいる場合は書類をお預かりいたしますが、受付順に作成し、後日郵送いたします。

Q. 申込書類のうち、合格証書のコピーは合格通知のコピーでもいいですか？

A. 当協会が発行した合格通知では受付できません。
正式な技能検定合格の証明書は、厚生労働大臣または都道府県知事が交付する合格証書です。
そのため、合格証書が交付されてからお申込みください。

Q. カードを2枚(手帳2冊)作る事はできますか？

A. はい。できます。
その場合は、2枚分(2冊分)の手数料をお振込みいただき、申込書の余白に「2枚(2冊)作成」とご記入ください。

Q. 振込をネットバンキングで行ったので明細票が出ません。

A. 明細票の代わりに、お振込みいただいた確認が取れるもの(振込証明書や画面のコピー等)を同封してしてください。

Q. 手帳の新規作成で、今回合格分(1級)と前回合格分(2級)を記載したい場合の料金はいくらですか？

A. 1,800円です。

Q. 顔写真が大きく(小さく)ても大丈夫ですか？

A. 多少の大小は問題ありません。また証明写真で撮った写真はそのままのサイズで送っていただいても構いません。

カードと手帳の両方を申込みしたい方

Q. 顔写真や合格証書のコピーは2枚ずつ必要ですか？

A. どちらも1枚で結構です。

Q. 振込はカード代と手帳代をまとめて振込んでも大丈夫ですか？

A. はい。大丈夫です。

会社・学校でまとめて申込みしたい方

Q. 会社(学校)あてにまとめて送ってもらうことはできますか？

A. はい。できます。申込書の送付先の記入は1枚のみで結構です。

Q. 手数料をまとめて振込みしてもいいですか？

A. はい。構いません。

Q. 申込みをする人数が多いので申込書を書くのが大変です。

A. 申込書に記入すべき項目を、Excel等で一覧にさせていただいても構いません。

技能士手帳の追加記入に関して

- Q. 今回合格分(1級)と指導員免許取得等の2項目以上を追加記入したい場合の料金はいくらですか？
A. 400円です。(会員は無料)
- Q. 顔写真は必要ですか？
A. 必要ありません。
- Q. 技能士手帳の住所変更をしたいのですが。
A. 住所変更は行っておりません。
ご自身で変更した住所を記入していただいて構いません。

その他

- Q. カードと手帳はどう違うのですか？
A. カード(プラスチック)は、1職種1作業のみの記載ですが、工作上、証明書を携帯しなければならない場合などに便利です。手帳(紙)は、ノートタイプのためやや厚みがあり、携帯するには不向きですが、何職種何作業でも記入することが可能です。また職業訓練指導員免許取得も記入できるため、技能検定等を複数取得されている方にはこちらをおすすめいたします。
- Q. 作成・発送までどれくらいかかりますか？
A. 約3週間程度です。お申込み順に作成・発送しておりますが、お申込みが集中する時期は約1ヶ月程お待ちいただく場合がございます。
- Q. 書類は折って送っても大丈夫ですか？
A. はい。大丈夫です。
- Q. 申込み期限はありますか？
A. ございません。
- Q. カード・手帳をなくしたので再発行したいのですが。
A. 再発行はしておりません。新規作成としてお申込みください。
- Q. カード・手帳は正式な証明書になりますか？
A. なりません。
正式な証明書は、厚生労働大臣または都道府県知事が交付する合格証書となります。
紛失した際は、次のQ&Aを参考に再発行手続きをしてください。
- Q. 合格証書をなくしてしまいましたが申込みできますか？
A. できません。
まずは埼玉県庁に連絡をし、合格証書の再発行手続きをしてください。合格証書が到着後、両面をコピーし、当協会へお申込みください。

【合格証書再発行についてのお問合せ先】

埼玉県庁産業人材育成課 TEL048-830-4602